

生食輸発1008第1号
平成27年10月8日

各検疫所長 殿

医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部
監視安全課輸入食品安全対策室長
(公印省略)

「平成27年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について
(ベトナム産赤とうがらしのジフェノコナゾール、韓国産鰻のオフロキサシン、中国産花椒のアフラトキシン、タイ産ニオイタコノキの2, 4-D及びホンジュラス産生鮮コーヒー豆のクロルピリホス)

標記については、平成27年3月30日付け食安輸発0330第3号（最終改正：平成27年9月29日付け食安輸発0929第1号）により通知したところです。

今般、輸入時のモニタリング検査の結果、ベトナム産冷凍赤とうがらしにおいて食品衛生法違反の事例があったことから、下記の食品及び項目について、食品衛生法違反の可能性を判断する目的で、モニタリング検査の頻度を30%に引き上げて対応することとし、同通知の別表第2（製造者、製造所、輸出者及び包装者の欄を除く。）及び別表第3に下記を追加します。

また、過去一年間の検査実績を踏まえ、同通知の別表第2から韓国産鰻のオフロキサシンの項及び中国産花椒のアフラトキシンの項を削除し、別表第2及び別表第3からタイ産ニオイタコノキの2, 4-Dの項及びホンジュラス産生鮮コーヒー豆のクロルピリホスの項を削除するので、御了知の上、関係事業者等への周知方よろしくお願ひします。

記

検査強化日	対象国・地域	対象品目	検査項目	製造者、製造所、輸出者及び包装者
平成27年10月8日	ベトナム	赤とうがらし及びその加工品(簡易な加工に限る。)	残留農薬 (ジフェノコナゾール)	VINH NGHI CO., LTD.